

# 税の申告相談が始まります

## ～申告はお早めに！～



■会場：ゆめぼりすセンター

■期間：2月9日(木)～3月15日(水) (ただし、土・日曜日を除く)

■受付時間：午前9時～午後5時

※伊賀市役所および上野税務署では申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。

※各支所(上野支所を除く)と地区市民センター等においても、税の申告相談と申告書の受付を行います。

会場、受付日時等は、広報いが市1月号または伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)でご確認ください。

また、伊賀市役所、各支所等からゆめぼりすセンターまでの送迎バスを運行しますのでご利用ください。

### ■申告が必要な方は？

前年の所得状況等に基づき、申告が必要と思われる方には2月上旬に申告用紙を送付させていただきまます。届いていない場合であっても申告が必要と思われる方は、伊賀市役所税務課市民係、各支所、各申告相談会場および上野税務署に申告用紙を備え付けていますのでご利用ください。

申告が必要な方は、おおむね次のとおりです。

### ■所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物等を持った場合などで、平成17年中の所得金額の合計金額が所得控除(基礎控除・扶養控除等)の合計額を超える場合
- (2) 給与所得者で給与の年収が2000万円を超える場合や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- (3) 複数の事業所から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20

万円を超える場合

※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などが受けられるときは、確定申告をすれば、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

### ■市・県民税の申告が必要な方

- 原則として1月1日現在に伊賀市に居住されている方は、申告が必要です。ただし、次の方は必要ありません。
- (1) 所得税の確定申告をされる方
  - (2) 給与所得のみの方で、勤務先から伊賀市へ「給与支払報告書」が提出される方
  - (3) 公的年金等の所得のみの方で、年金支払者から伊賀市へ「公的年金等支払報告書」が提出される方
  - (4) 伊賀市に居住されているどなたかに、税法上の配偶者控除または扶養控除の対象になっている方

※(2)～(4)に該当される方でも市・県民税の申告をすれば、平成18年度の市・県民税額が軽減される場合があります。

### ■申告書をもとに証明書を発行しています

市・県民税の申告が必要な方が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書(所得証明・課税証明)が発行できません。

また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な方は必ず申告してください。



市民税・県民税の申告書

所得税の確定申告書

## ★伊賀市役所、各支所および地区市民センター(一部)と ゆめぼりすセンター間の送迎バスを運行します



### ■伊賀市役所(市営上野公園駐車場)⇔ゆめぼりすセンター

| 運行日                                     | 市役所発             | 会場発              |
|---|------------------|------------------|
| 2月14日(火)・16日(木)・21日(火)<br>23日(木)・28日(火) | 9:30発<br>10:30発  | 10:10発<br>11:40発 |
| 3月2日(木)・7日(火)・9日(木)<br>14日(火)・15日(水)    | 13:15発<br>14:30発 | 14:00発<br>16:50発 |

### ■地区市民センター⇔ゆめぼりすセンター

| 発着場所        | 運行日      | 発着時間    |
|-------------|----------|---------|
| 比叡地区市民センター  | 2月22日(水) | 時刻表は、各  |
| 友生地区市民センター  | 2月24日(金) | 地区市民センタ |
| 神戸地区市民センター  | 2月27日(月) | ーへ配布してい |
| 依那古地区市民センター | 3月1日(水)  | ます。     |

#### 【注意事項】

- (1) 交通事情その他諸般の事情により、出発時間が若干遅れることがありますのでご了承ください。
- (2) 利用料はいずれも無料です。

### ■各支所⇔ゆめぼりすセンター

| 発着場所  | 運行日   | 支所発    | 会場発    |
|-------|---|--------|--------|
| 伊賀支所  | 2月10日(金)・14日(火)<br>16日(木)・20日(月)<br>23日(木)・27日(月) |        |        |
|       | 3月1日(水)・7日(火)<br>10日(金)・15日(水)                    |        |        |
|       | 2月13日(月)・17日(金)<br>22日(水)・23日(木)<br>28日(火)        | 9:00発  | 10:30発 |
| 島ヶ原支所 | 3月3日(金)・6日(月)<br>9日(木)・14日(火)<br>15日(水)           | 10:00発 | 11:30発 |
|       | 2月9日(木)・15日(水)<br>17日(金)・21日(火)<br>24日(金)・28日(火)  | 11:00発 | 12:30発 |
|       | 3月2日(木)・6日(月)<br>8日(水)・13日(月)                     | 13:00発 | 13:30発 |
| 阿山支所  | 2月10日(金)・14日(火)<br>16日(木)・20日(月)<br>22日(水)・27日(月) | 14:00発 | 14:30発 |
|       | 3月3日(金)・8日(水)<br>9日(木)・14日(火)                     | 15:00発 | 15:30発 |
|       | 2月9日(木)・13日(月)<br>15日(水)・21日(火)<br>24日(金)         | 16:30発 | 16:30発 |
| 大山田支所 | 3月1日(水)・2日(木)<br>7日(火)・10日(金)<br>13日(月)           |        |        |
|       | 2月9日(木)・13日(月)<br>15日(水)・21日(火)<br>24日(金)         |        |        |
|       | 3月1日(水)・2日(木)<br>7日(火)・10日(金)<br>13日(月)           |        |        |
| 青山支所  |   |        |        |
|       |   |        |        |
|       |   |        |        |

### ■申告に必要なもの

- (1) 印鑑
  - (2) 申告書
  - (3) 給与や公的年金等の源泉徴収票
  - (4) 所得税の還付申告をする方は、預貯金口座情報のわかるもの
  - (5) 控除を受けるために必要な証明書等
- ▼医療費控除を受ける場合  
医療費の領収書、保険等で補填された金額の明細書等
- ▼社会保険料控除を受ける場合  
各種健康保険料、介護保険料や国民年金等の掛け金の領収書または証明書
- ※今年から国民年金保険料の控除を受ける場合は、11月初旬に社会保険庁から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の添付等が義務付けられましたのでご注意ください。
- ▼生命保険料・損害保険料控除を受ける場合  
支払保険料の控除証明書
- ▼寄付金控除を受ける場合  
寄付金の受領書等
- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合  
登記簿謄本、売買契約書、住民票の写し、増改築等工事

証明書、住宅取得資金借入金の年末残高証明書等

### ■自書申告にご協力ください

所得税や市・県民税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って申告する制度をとっています。

申告相談会場では、お待ちいただく時間を短縮するため、会場全体を記載コーナーとし、ご質問に対して職員がその都度対応しますので自書記載の推進にご協力をお願いいたします。

### ■インターネットをご利用の方へ

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)では、所得税の確定申告に関する情報を提供しています。

所得税・消費税の確定申告書は、「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

● 国税に関する相談は、タックスアンサーをご利用ください。  
(<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>)

● 申告書、各種計算書、明細書および説明書等も、国税庁ホームページの「税務手続き

の案内」から入手できます。  
● e-Tax(インターネット)の手続きをしますと、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告・納税ができます。  
詳細については、(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

### ■申告に関する問い合わせ

▼所得税の確定申告  
上野税務署  
☎ 21・0950

(緑ヶ丘本町1680番地)  
▼市・県民税の申告  
伊賀市役所税務課市民係  
☎ 22・9613

(上野丸之内116番地)

